3．責任準備金、支払備金、保険代位債権等、貸倒引当金の計上方法

責任準備金、支払備金、保険代位債権等、及び保険代位債権等に係る貸倒引当金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13・03・27貿第２号）に基づき算出した額を計上しております。

なお、保険代位債権等以外の貸倒引当金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金については、役員及び職員の賞与支給に備えるため、役員については役員報酬規則、職員については給与規則に基づき当期帰属分を引当計上しております。

5．有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的債券は償却原価法（定額法）によっております。

②　その他有価証券

市場価格のない有価証券は、移動平均法による原価法によっております。

6．外貨建金銭債権・債務の評価方法

外貨建金銭債権・債務については、決算時の為替相場による円換算額によっております。

7．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の利回り（0.065％）を適用しております。

8．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

9．資産除去債務関係

賃貸借契約に基づき使用する事務所について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務の計上を実施しておりません。

10. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

Ⅱ．金融商品に関する事項

1．金融商品の状況に関する事項

a．金融商品に対する取組方針

当法人は、貿易保険事業を実施しており、保険金支払により取得した保険代位債権の回収金を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、有価証券は、国債、地方債及び政府保証債を保有しております。

b．金融商品の内容及びそのリスク

保険金支払により取得した保険代位債権は、債務国又は債務者の債務返済に係るリスクに晒されております。また、有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

c．金融商品に係るリスク管理体制

①　カントリーリスクの管理

当法人は、保険代位債権の取得の原因となる保険契約の締結にあたり審査部のカントリーリスクグループにおいてベルンユニオン（国際輸出信用保険機構）、ＯＥＣＤ等のカントリーリスク情報の収集、調査及び評価を行い、審査を行っております。

②　信用リスクの管理

輸出契約等の相手方のリスクについては、審査部の与信管理グループにおいて、海外バイヤーの信用調査と評価を行い、保険契約の審査を行っております。

③　市場リスクの管理

有価証券の運用に伴う金利、価格等の市場リスクに関しては、資金運用会議において資金運用方針等の審議及び運用状況を把握することにより管理しております。また、債券市場の動向及び流動性のリスクに関しては、資金運用会議の事務局である経理グループがモニタリングしております。

d．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	93,855	93,855	—
(2) 有価証券			
満期保有目的有価証券	372,933	422,325	49,392
(3) 保険代位債権等			
保険代位債権等	206,115		
貸倒引当金（※）	△ 136,770		
（差引）	69,345	69,345	—
(4) 未収保険料	25,648	25,648	—
(5) 再保険貸	453	453	—
資産計	562,235	611,627	49,392
(6) 再保険借	25,919	25,919	—
(7) 預り金	7	7	—
負債計	25,926	25,926	—

（※）　保険代位債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。